

# 公立学校共済組合運営審議会委員等の任命取消訴訟の公正な判決を求める要請

東京高等裁判所 第7民事部 御中

公立学校共済組合は、100万人に及ぶ公立学校教職員の医療、年金を中心に、福利厚生全般を担う重要な組織であり、その運営は、組合員の立場にたって適切・公正におこなわれなければなりません（地方公務員法第41条）。

しかし、文部科学省は、運営審議会委員の内、組合員を代表する8名全員を40年間にわたって日教組と全日教連の役員から任命しながら、「職員団体とは無関係に選任している」などと虚偽の答弁に終始しています。しかも、地裁審理を通じて明らかになったように、事実は運営審議会委員の任期よりも日教組の役員としての任期が優先され、日教組選出の運営審議会委員の多くが任期途中で交代しています。

07年12月12日における東京地裁の判決は、文部科学大臣と公立学校共済組合が、理事と運営審議会委員を、日教組と全日教連の推薦者に独占させ、全教の推薦者を排除していることを認めつつ、「任命が違法となるということはできない」として、私たちの訴えを退けました。

しかし、判決の中では、「教職員団体に対する運営審議会委員の比例配分は、異なる教職員団体の多様な意見を被告組合の運営に反映することが期待でき、また、各教職員団体間の公平感も保たれることから、一つの優れた方策であるとはいえる…」 「文部科学省においては、候補者に関する情報入手を教職員団体に依存しているとの現状を踏まえれば、被告大臣の裁量権行使に当たり、複数の教職員団体間の公平感を保つことも考慮することが相当であると考えられる…」として、私たちの指摘を認める見解も示さざるを得ませんでした。こうした地裁判決の内容に従うなら、文部科学大臣と公立学校共済組合は、当然これまでの任命の仕方等を転換すべきですが、変えていません。

私たちは、貴裁判所に、公立学校共済組合運営審議会委員等の任命取消訴訟における公正な判決を要請します。


2008年 月 日

氏名	住所

【取扱団体】 東京都千代田区二番町12-1

全国教育文化会館3階

Tel03-5211-0123 Fax03-5211-0124

 全日本教職員組合（全教）

# 公立学校共済組合運営審議会委員等の任命取消訴訟の公正な判決を求める要請

東京高等裁判所 第7民事部 御中

公立学校共済組合は、100万人に及ぶ公立学校教職員の医療、年金を中心に、福利厚生全般を担う重要な組織であり、その運営は、組合員の立場にたって適切・公正におこなわれなければなりません（地方公務員法第41条）。

しかし、文部科学省は、運営審議会委員の内、組合員を代表する8名全員を40年間にわたって日教組と全日教連の役員から任命しながら、「職員団体とは無関係に選任している」などと虚偽の答弁に終始しています。しかも、地裁審理を通じて明らかになったように、事実は運営審議会委員の任期よりも日教組の役員としての任期が優先され、日教組選出の運営審議会委員の多くが任期途中で交代しています。

07年12月12日における東京地裁の判決は、文部科学大臣と公立学校共済組合が、理事と運営審議会委員を、日教組と全日教連の推薦者に独占させ、全教の推薦者を排除していることを認めつつ、「任命が違法となるということはできない」として、全教の訴えを退けました。

しかし、判決の中では、「教職員団体に対する運営審議会委員の比例配分は、異なる教職員団体の多様な意見を被告組合の運営に反映することが期待でき、また、各教職員団体間の公平感も保たれることから、一つの優れた方策であるとはいえる…」 「文部科学省においては、候補者に関する情報入手を教職員団体に依存しているとの現状を踏まえれば、被告大臣の裁量権行使に当たり、複数の教職員団体間の公平感を保つことも考慮することが相当であると考えられる…」 として、私たちの指摘を認める見解も示さざるを得ませんでした。こうした地裁判決の内容に従うなら、文部科学大臣と公立学校共済組合は、当然これまでの任命の仕方等を転換すべきですが、変えていません。

私は、公立学校共済組合の支部運営審議会委員としての立場から、貴裁判所に、公立学校共済組合運営審議会委員等の任命取消訴訟における公正な判決を要請します。

2008年 月 日

公立学校共済 \_\_\_\_\_ 支部

運営審議会委員 \_\_\_\_\_ ㊟